

# 交通事故防止情報

平成30年1月29日

三重県警察

## 冬季のスリップ事故に注意!

積雪時、凍結時におけるスリップ事故では、  
約4割の車が、冬用タイヤ（滑り止めのついたタイヤ）  
を装着していませんでした。

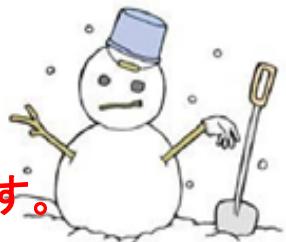
道路に積雪があるときはもちろん、  
一見して積雪がなくても、凍結している  
恐れがあるときは、**冬用タイヤを装着**  
しましょう。

降雪、積雪、凍結等による交通事故発生状況  
原付以上第1当事者の交通事故594件中、232件が冬用タイヤ未装着  
(平成29年12月1日～平成30年1月28日までの間【暫定値】)



### 積雪時・凍結時の交通事故防止

- 天候や気温、路面の状況に注意する。
- 積雪、凍結時はスタッドレスタイヤなどの滑り止めを準備する。
- 急発進、急ハンドル、急ブレーキをしない。
- スピードを控え、車間距離を十分にとる。
- タイヤチェーンの取付は、安全な場所で行う。
- 車の屋根や、サイド・リア・フロントウインドウの雪を落とす。
- 無理に自動車を運転せず、公共交通機関を利用する。



### 積雪時・凍結時に運転する際の交通ルール

三重県では、積雪・凍結時を運転する運転者の遵守事項が定められています。

道路交通法第71条第6号

三重県道路交通法施行細則 第16条・第5号

積雪又は凍結している道路においては、タイヤチェーン、スノータイヤその他の有効なすべり止めの措置を講じないで自動車（二輪の自動車を除く。）を運転しないこと。

（罰則 道路交通法第120条・第1項・第9号：5万円以下の罰金）